

## ロシアにおける特許侵害

国際第2委員会\*

**抄録** ロシアはここ数年経済活動が活発化し、市場としての魅力が高まりつつある。このような状況下、当委員会では、先に本誌にて、同国の特許制度の全般をQ&A形式で紹介した<sup>1)</sup>。今回はこれに引き続き、特許侵害に関する項目のうち、日本企業の多くの方にとって興味深い3項目である、仮処分・クレーム解釈・損害賠償のポイントをQ&A形式で纏めた。

### 1. はじめに

ロシアはここ数年経済活動が活発化し、WTO加盟に向け法整備が行われ、市場としての魅力が高まりつつある。このような背景の下、日本企業に所属される多くの方が、ロシアにおける著作権や商標権の権利行使による模倣品排除のみならず、特許権の権利行使による侵害品排除にも関心を持ち始めていると思われる。一方、いわゆるパテントトロールとの訴訟に巻き込まれる可能性も懸念される。今回、特許侵害に関する項目のうち、日本企業の多くの方にとって興味深い3項目である、仮処分・クレーム解釈・損害賠償のポイントをQ&A形式で以下に説明する。

### 2. 仮処分の申請について

**Q 1** ロシアにおいて差止めの仮処分制度はありますか？

**A 1** 仮処分の申請は、本訴に先立っても、本訴に併せても申立てることができます。差止めのできる対象としては、例えば①被告や関連する者の所有物、或いは資金の差押さえ、②被告所有物の他の者への移転の禁止等が挙げられます。

**Q 2** 仮処分の申請から裁判所で決定されるまでの期間はどの程度でしょうか？

**A 2** およそ2日間で決定されます。但し、裁判所から担保を要求された場合、担保の寄託手続き後に裁判所での検討が開始されます。

**Q 3** 仮処分の決定に対し、被告が不服を申立てることができますか？

**A 3** 被告は仮処分の決定に対して不服を申立てることができますが、不服を申立てただけでは執行を停止させることはできません。被告は担保を提供することを条件に執行を停止できます。

**Q 4** 特許権や実用新案権にもとづく仮処分の申請が裁判所で認められる割合はどの程度ですか？

**A 4** 商標権にもとづく仮処分の申請に比べ、申請自体が多くなく、また、申請した中で認められる割合はごくわずかです。

\* 2007年度 The Second International Affairs Committee

### 3. クレーム解釈について

**Q 5** ロシア特許法には、日本特許法101条や米国特許法271条(b)や(c)のような「間接侵害」や「寄与侵害」の規定がありますか？

**A 5** ありません。2008年1月施行の改正特許法にも追加されていません。

**Q 6** 均等論はクレーム解釈に適用されますか？

**A 6** ロシア特許法10条2項の規定に基づき、クレーム解釈に均等論は適用されます。クレーム解釈に際しては、まずクレームとイ号の各特徴が比較され、異なる場合に専門家により均等かどうかについて証言が行われ、その証言に基づき侵害にあたるかどうか判断されます。但し、上記規定は2003年に追加されたため、均等論の適用について確立された考えはありません。なお逆均等論、つまりクレームに文言上含まれても、方法、機能、結果等が異なれば侵害と判断されないとの理論は適用されません。

**Q 7** クレーム解釈にあたり、どのような証拠が用いられますか？

**A 7** 明細書、包袋、発明者/専門家の証言など、あらゆる証拠が裁判官により分析され、クレーム解釈に影響を与える可能性があります。なかでも、法廷における専門家の証言は重要視されます。なお、上記の通り、包袋も裁判官により分析されますが、包袋禁反言の適用はないと言われてしています。

**Q 8** 法廷で証言する専門家はどのようにして決められるのですか？

**A 8** 裁判所が当事者の要求又は職権により、専門家の指名を行います。指名

に際しては、当事者は、裁判官に候補者リストと専門家への質問リストを提出する権利を有します。但し、裁判官が提出されたリストの中から選択するとは限らず、他の専門家や質問を指名する場合があります。

### 4. 損害賠償について

**Q 9** 損害賠償についてどのように規定されていますか？

**A 9** 民法に基づいて損失の補償を要求する権利を有する旨が、ロシア特許法14条2項に規定されています。

**Q 10** 損害賠償の算定はどのように行われますか？

**A 10** 遺失利益に基づいて算定されます。民法15条により、権利を侵害された者は、法律又は契約により小額での損害賠償が規定されていない限り、全ての損害の回復を要求できるとされています。また、実施料相当額も算定に用いられる可能性があります。なお、懲罰的賠償の制度はありません。

### 5. おわりに

2006年度国際第2委員会の活動の一つであったロシア調査団派遣<sup>2)</sup>に続き、特許侵害について疑問として挙がりそうな項目を中心に抽出・検討し、Q&A形式で纏めた。まだまだ解消されていない疑問点も多いが、初めてロシアにおける特許侵害について検討される方の一助となれば幸いである。

#### 注 記

- 1) 「ロシアの特許制度の紹介」(知財管理 Vol.57 No.5 2007)
- 2) ロシア調査団派遣の詳細な活動内容については、当協会発行資料第354号「ロシア調査団報告書」を参照されたい。

(原稿受領日 2008年1月14日)